

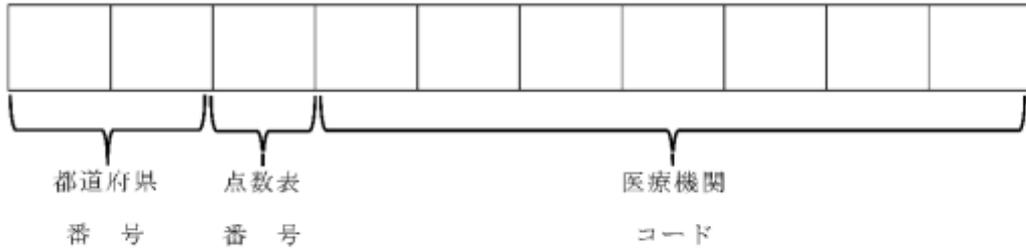
## 医療機関コードについて

健康保険法(大正11年法律第70号)第65条第1項の規定により保険医療機関として指定された病院等に付される番号です。

「都道府県番号」+「点数表番号」+「医療機関コード」の10桁の番号を記載してください。保険医療機関ではない場合「無」と記載してください。

なお、病院等が「医科」と「歯科」でそれぞれ医療機関コードを有している場合には、「医科」の医療機関コードを記載してください。

医療機関コードは、各地域を管轄している地方厚生(支)局のホームページで確認可能です。



- 【例】広島市の医科診療所 「 3 4 1 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 」  
 広島市の歯科診療所 「 3 4 3 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 」

都道府県番号					
01	北海道	17	石川	33	岡山
02	青森	18	福井	34	広島
03	岩手	19	山梨	35	山口
04	宮城	20	長野	36	徳島
05	秋田	21	岐阜	37	香川
06	山形	22	静岡	38	愛媛
07	福島	23	愛知	39	高知
08	茨城	24	三重	40	福岡
09	栃木	25	滋賀	41	佐賀
10	群馬	26	京都	42	長崎
11	埼玉	27	大阪	43	熊本
12	千葉	28	兵庫	44	大分
13	東京	29	奈良	45	宮崎
14	神奈川	30	和歌山	46	鹿児島
15	新潟	31	鳥取	47	沖縄
16	富山	32	島根	—	—

点数表番号	
1	医科
3	歯科